

# 水俣病 全被害者の救済を

## 日本共産党が提言を発表



●写真左から、仁比聡平参院議員、市田書記局長、田村貴昭党九州・沖縄ブロック国政対策委員長、山本のぶひろ党熊本県国政対策委員長、熊本県庁

### 日本共産党4つの提案

- ▼不知火海沿岸、阿賀野川流域の住民の健康調査、環境調査を実施し水俣病被害の実相を明らかにする。
- ▼被害者切り捨ての国の認定基準の見直し。
- ▼最高裁判決をふまえ裁判所の判断による司法救済システムの確立。
- ▼国の責任で恒久的な被害者救済策を策定。

日本共産党の市田忠義書記局長は3月23日、熊本県庁で記者会見し、水俣病のすべての被害者救済に向けた解決策をまとめた党国会議員団の提言を発表しました。

提言は、被害者を切り捨て加害企業チッソを免罪する与党提出の特別措置法案の問題点を指摘。水俣病発生と拡大の責任がチッソはもとより、国・県にもあると断罪した最高裁判決(2004年)にもとづき、問題の真の解決をはかるべきだとして、次の4点を提案しています。

## 市田氏、被害者切り捨ての与党案批判

「被害者に何の相談もなく与党が一方的に出してきた法案に怒りを覚える」(市田書記局長と患者団体との懇談での声)

「地域指定解除はもつてのほか。チッソの責任を水に流すわけにはいかない。分社化は認められない」(市田書記局長と患者団体との懇談での声)

「企業の免責法案になっていない」(市田書記局長と患者団体との懇談での声)

●患者団体と懇談する日本共産党の市田忠義書記局長ら5=3月22日

提言では与党の特措法案について、(1)被害者を分断し、大量に切り捨てる(2)被害対象者の確定を3年以内限定し、幕引きを図る「地域指定解除」は許されない(3)加害企業のチッソを二つにして、補償会社を消滅させる「分社化」は加害企業を免罪する―と問題点を挙げています。

市田氏は会見で、与党の特措法案を「与党プロジェクトチームの調査でも被害者の3分の2が切り捨てられることが明らかになっている。チッソの分社化で加害者責任を免罪し被害者を切り捨てる根本的問題を含んだものと言わざるを得ない」と指摘しました。

とくに、水俣病認定申請や訴訟を取り下げるのが救済の条件となっていることについて、市田氏は「お上にたてつく者は助けないという、まるで江戸時代のような発想」だと批判しました。

裏面に提言全文を掲載

# 被害者切り捨て、加害企業免罪の与党「特別措置法案」は撤回し、すべての水俣病被害者の救済を——日本共産党国会議員団の提言 2009年3月24日

与党は議員立法で水俣病「特別措置法」を3月13日に衆議院に提出しました。日本共産党は、その重大な問題点を指摘するとともに、真の解決策を提言するものです。

## (1) 水俣病は終わっていない——最高裁判決と被害者救済の到達点

①被害の全貌をつかむことなしに真の解決の道はない

「公害の原点」水俣病が公式確認されて、53年を迎えます。

2004年10月、最高裁判決は、水俣病の発生と拡大の責任が、チッソはもとより、国・県にもあると断罪し、感覚障害だけで水俣病と認めました。

公害健康被害補償法認定申請者、訴訟原告、新保健手帳交付者、医療費受給者と、1995年の政治解決時の救済者だけで4万数千人にのぼり、これは水俣市、出水市などの公健法指定地域の人口約13万人の3割になります。いまなお、不知火海沿岸でも新潟水俣病の阿賀野川流域でも声を上げられないでいる被害者が多数おり、水俣病被害の甚大さ、深刻さを示しています。胎児性や、小児性の世代へも広がっています。水俣病は有機水銀による人類史上類例のない未曾有の公害であり、被害の全貌(ぜんぼう)をつかむことなくして真の解決の道はありません。

②政府が最高裁判決で断罪されたにもかかわらず、「解決」のためにまともな方策をとっていない

だからこそ、熊本県は最高裁判決直後、不知火海沿岸に居住歴のある47万人すべての健康調査を提案しました。しかし国・環境省はこれを拒否し続け、最高裁判決で断罪された認定基準(昭和52年判断基準)に固執し、被害者を放置してきました。

## (2) 被害者切り捨て、チッソ免罪——与党「特別措置法案」の重大な問題点

①水俣病被害者を分断し、大量に切り捨てる与党案

与党の「特措法案」は、最高裁判決で国と県の責任が断罪されたにもかかわらず、加害企業チッソとともに国・県、とりわけ国の加害責任とそれにもとづく補償という根本問題を不問に付しています。

「特措法案」は、政府が最高裁判決で否定された認定基準に固執しているため別の枠組みをつくりましたが、調査対象を約1万人に絞り込んだ政府の調査ですら、認定申請者や保健手帳保持者の3分の2が救済の対象外となり切り捨てられます。さらに救済措置を受けるには、主治医ではなく政府が指定の「公的診断」が必要であり、ここでも切り捨てる懸念があります。しかも認定申請者、訴訟原告は救済措置の対象から除外され、公健法にもとづき認定申請をすることも憲法で保障される裁判をする権利も認めないなど二重、三重の被害者切り捨てになっています。

②水俣病問題の幕引きを図る「地域指定解除」は許されない

「特措法案」は、3年以内を目途に被害対象者を確定し、その後公健法にもとづく地域指定を解除するとしています。しかし、これは、水俣病問題を強引に幕引きしようとするもので到底許されるものではありません。

## ③チッソの「分社化」は加害企業を免罪するもの

「特措法案」は、チッソから事業収益をあげる新会社を「分社化」し、チッソ本体はその支払い能力(保有する新会社の株式売却)の範囲でしか責任を負わないとするものです。今後の補償やこれまでの加害責任を果たすためにチッソが国から支援をうけてきた債務返済ができなくなれば、国が税金で肩代わりすることになります。いずれチッソ本体は消滅することになります。これは加害企業としての社会的・地域的な責任の免罪そのものです。

公害患者をはじめとした人々の命がけのたたかひによって築かれてきた「汚染者負担の原則」を事実上骨抜きにし、企業の利益最優先、公害と環境・健康破壊の加害者責任を後退させるスキームを、我が国の被害者救済制度に持ち込むことは、水俣病問題にとどまらず将来に禍根を残す重大問題です。

## (3) 最高裁判決にもとづき、加害企業、国・県の責任で、水俣病被害者の救済、水俣病問題の真の解決を

日本共産党は、すべての水俣病患者・被害者の救済、水俣病問題の真の解決のため

以下の点が大事だと考えます。

## ①健康調査、環境調査の実施ですべての被害者の救済を

すべての被害者を救済するために不知火海沿岸、阿賀野川流域の住民の健康調査、環境調査を実施し、水俣病被害の実相を明らかにする必要があります。

## ②被害者切り捨ての国の認定基準の見直し

被害者を切り捨ててきた国の認定基準(昭和52年判断条件)を最高裁判決基準に見直す必要があります。

## ③最高裁判決をふまえ、司法救済システムを確立する

最高裁判決をふまえ、裁判所の判断による司法救済システムを確立することです。

## (4) 国の責任で恒久的な被害者救済策を策定する

①国は、確定した司法が示した基準にもとづき、主治医の診断で水俣病と認めること。チッソ、昭和電工、国、県の法的責任にたつて、司法基準に沿った、被害にみあった一時金、療養手当、医療費を支給すること。

②期限を設けず、水俣病被害者を最後の一人まで救済する恒久的な救済策を策定すること、などの抜本的な対策を求めます。